

令和2年第3回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年3月5日 開会

令和2年3月5日 閉会

令和2年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月5日(木)午後3時30分
場 所 山武市役所 車庫棟2階 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 令和元年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定について
(3) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
(4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
(5) 令和元年度第8次農用地利用集積計画の一部取り消しについて

出席委員(17名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(18名)

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和2年第3回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。
鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 令和元年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第8 議案第5号 令和元年度第8次農用地利用集積計画の一部取り消しについて

令和2年3月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長 日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長 これより令和2年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号9番小川委員、議席番号10番高野委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページをご覧ください。

通知があった件数は2件でございます。

内訳といたしましては、農地法による使用貸借1件、基盤強化法による貸借1件でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及

び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1の地区担当推進委員は山下委員です。また、申請番号2の地区担当推進委員は佐瀬委員となっておりますが、この2件は関連する案件となっておりますので、両委員を代表して一括して山下委員から説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

今おっしゃられたように1号、2号関連議案です。これは所有権の移転です。お互い同じ地区内に住んでおり、自宅近くの畑をお互い交換するという事です。

まず発起人は、第1号の譲渡人さんが自宅の目の前に譲受人さんの畑があります。ほんとうに歩いて行けて、トラクターも乗ってそのまま行けます。だから非常に効率がいいということで交換しないかということで、譲受人さんに申し出ました。譲受人さんも畑が近くなって面積が増えるということで何も問題はありません。

以上ですのでよろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員からの説明を求めますが、この案件は議席番号1番雲地委員と議席番号10番高野委員が担当する地域の案件となっておりますが、両委員を代表して議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番高野です。

私もこの畑を見に行きまして、今、山下推進委員のほうから言われたとおりに、お互いに交換してメリットのある条件です。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご協議お願いしたいと思います。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、議案第1号、申請番号1について採決します。本件について許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号2について採決します。本件について許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の中山委員から説明を求めます。

中山推進委員 地区担当推進委員の中山です。

3号の件につきまして説明いたしたいと思います。

この案件は、所有権移転でございます。現所有者の譲渡人におきましては相続において当該の土地を取得したのですが、都内在住で管理ができないということで知り合いであります譲受人に相談しましたところ、購入しようということで話がまとまったということでございます。

なお、譲受人におきましては、当該の土地におきまして、田んぼの耕作ができないということで、畑地として使いたいということで、トウモロコシ等をつくっていくというようなことを申し出ておりました。

なお、この土地は四方が建物とか道路とかに囲まれておきまして、そういう目的で使われても差し支えないのかなというふうに思われます。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員

議席番号11番の古谷です。

この場所は、数年前に親御さんが亡くなられて譲渡人が相続した土地です。サラリーマンなものですからこっちにはいなくて、ほかの人にやってもらっていたんですけれども、今回こういうことになったということで売買という形になったと思います。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、令和元年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議題に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

今関委員 ここに1番から5番の借受者、問題のある人物で大丈夫でしょうか。
実は、和田と親田のほうで草刈りもやってくれなくて苦情が大分出ているもので、ひとつよろしくお願いします。

議長 事務局からお願いします。

事務局長 この方につきましては、従前から借り受けた農地の管理が不十分だということでもかなり問題が出ていたという方でございます。ですので、この方だけに関しては備考欄を見ていただくとわかるように、条件をつけて貸すような形をとっております。
これは通常ですと、何か管理が悪いということで一方的に解約することはできないんですが、こういった条件をつけますとご本人の同意がなくても私のほうで解約ができるというような条件をつけさせていただいて設定するということになっておりますので、その点をご承知おきいただきたいと思います。

今関委員 わかりました。

議長 今関委員、よろしいですか。

今関委員 はい。

議長 それでは、そのほか質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がございました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人別明細の番号1から12までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

それでは、利用配分計画個人別明細、番号1から3までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、議案第4号、番号1について、地区担当推進委員の菊池委員から説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。

1番についてご説明します。

1番は、更新です。ここに本人及び両親3人と書いてありますが、ほとんど両親ができなくて本人一人でほとんどやっております。主に農協の直売所にほとんどの物を卸しております。6次産業化を目指していますので、よろしく願います。

議長 次に、番号2及び3について、地区担当推進委員の佐瀬委員から説明を求めます。

佐瀬推進委員

申請地区担当推進委員の佐瀬です。

番号2について説明いたします。

更新です。施設野菜、露地野菜です。数年前より長男が就農して本人と妻と3人でスイカ、人参を主に栽培を行っております。今後は面積の拡大より反収の向上を目指して安定した経営をしていきます。

番号3についてです。

これも更新です。露地野菜と水稻です。主要作物は人参と春レタスです。本人、妻、母の3人で栽培しており、今後は輪作体系を確立して主品目の人参の収量改善を図って安定経営を行っていきます。よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号4について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

4番について説明いたします。

更新でございます。本人及び両親の3人です。露地では人参、里芋、そして施設では抑制トマト、春人参などをつくっておられます。今後は、新規に機械を導入して栽培品目の見直しをするとともに、労働力を確保して安定した経営を目指していきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号5について、地区担当推進委員の山下委員から説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号5について説明します。

新規です。新規就農8年目になります。春人参と秋冬人参の品質向上を目指しながら規模拡大及び認定農業者になったことで施設を建てて施設野菜、施設の中で薬物等をやりたいということです。よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号6について、地区担当推進委員の椎名委員から

説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

6番の申請ですけれども、この方は今までも認定のほうは受けていたんですが、前回に認定を受けたときまでは個人でやっていて、今回の申請に当たりまして法人名にしましたもので新規という扱いになっております。

会社にし、養豚のほうを頑張るということでやっておりますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号、番号1から6を一括して採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、令和元年度第8次農用地利用集積計画の一部取り消しについてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第5号、令和元年度第8次農用地利用集積計画の一部取り消しについて採決します。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了しました。

そのほかの件について、皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

◎閉 会

議長

ないようでしたら、以上で本日の総会を閉会とします。

次回の総会は、4月6日月曜日、市役所本庁舎3階、大会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。